

第2章 人権施策の推進方針

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいい、学校・家庭・地域その他の様々な場を通じて、国民がその発達段階に応じ、自他の人権を大切にすることに対する理解を深め、これを体得することができるようにすることです。(人権教育・啓発推進法第2条、第3条)

1 人権教育

【現状と課題】

- 我が国においては、平成16(2004)年から平成20(2008)年にかけて「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次～第三次とりまとめ]」が公表され、人権教育を通じて育てたい資質・能力(「知識」「技能」「態度」)及び人権教育の指導方法の基本原則(「参加」「協力」「体験」)が示されました。
- 県教育委員会では、昭和44(1969)年の「同和对策事業特別措置法」の制定を機に、「市町村同和教育推進事業実施要領」を示し、昭和50(1975)年には「鳥取県同和教育基本方針」並びに「同和教育推進の指針」を定め、教育を受ける権利をはじめとする人権の保障と人権意識を育む同和教育を推進してきました。
- 平成7(1995)年には、部落差別をはじめすべての偏見や差別をなくすとともに、すべての人々の人権の保障と人権意識を育む取組に発展させていくため、「鳥取県同和教育基本方針」を一部改正しました。
- 平成16(2004)年には、「鳥取県人権施策基本方針」に基づき「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、平成24(2012)年には、国の「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次～第三次とりまとめ]」で示された内容を踏まえながら「鳥取県人権教育基本方針」を改訂し、その中で、本県がめざす人権教育の姿を、「同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける」とともに「国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する」と示しました。
- 平成27(2015)年には「公職選挙法」が改正され、公職の選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられ、児童生徒に主権者としての自覚と社会参画の力を育む教育がより一層重視されるようになりました。
- 本県の学校教育においては、全ての学校で「人権教育全体計画」、「人権教育年間指導計画」が策定されているなど、学校としての組織的な取組を推進する体制が整備されています。
- 本県の社会教育においては、全ての市町村で人権教育推進協議会等が組織化され、人権教育研究集会等が実施されているなど、地域における人権教育の推進体制が整備されています。
- 鳥取県人権意識調査(平成26年5月)によると、人権意識を高めるために必要な取組として、「学校教育の中で、人権を尊重する心を育てるよう努める」と答えた人が64.5%、「家庭教育の中で、人権を尊重する心を育てるよう努める」と答えた人が55.4%と高い割合を占めています。
- また、学校教育で人権尊重の心を育てるために必要なことについては、「人や命を大切にすることや態度を育むという視点の教育を進める」と答えた人が67.2%、「差別やいじめをすることは悪いことであるという意識を持たせる教育を進める」と答えた人が44.5%、「さまざまな人権の視点を入れながら、総合的に教育を進める」と答えた人が38.8%となっています。

○研修会や地域の学習会への過去5年間の参加状況については52.6%の人が「参加した」と答えています。研修会へ参加した感想については「人権問題は日常の生活や仕事と深く関わっていることに気づいた」と答えた人が46.9%、「差別や人権侵害の実態がよくわかった」と答えた人が39.6%ある一方で、「そうはいつでも差別はやはりなくならないと思った」と答えた人が27.2%、「毎回同じような話でつまらないと思った」と答えた人が12.7%ありました。

【施策の基本的方向】

(1) 人権教育の指導（学習）方法・内容の工夫・改善

人権についての知識や人権感覚に関わる技能・態度は、学習者が自ら主体的に学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くものです。

そこで、これらの知識・技能・態度を育成するために、学習者が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことができるよう、指導（学習）方法・内容の工夫・改善に努めます。

<学校教育>

意図的な指名で活躍する場を与えて児童生徒一人一人に自己存在感を持たせたり、誰もが良さや弱さを持っているという認識に立った共感的人間関係を育成したり、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選べるよう自己選択・自己決定の場を設定したりするなど、指導方法の工夫・改善に努めます。

また、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚し、それを人権尊重の実践行動につなげられるよう、身近な事柄を取り上げたり、様々な人の立場に立って考えさせたりするなど、指導内容の工夫・改善に努めます。その際、児童生徒の発達段階を十分考慮しながら、各教科や教科外活動等の特質を踏まえつつ、それぞれのねらいを達成することをとおして、人権についての知識や人権感覚に関わる技能・態度を育てられるよう留意します。

<社会教育>

協力的な人間関係をつくり、異なる立場・意見を有する人々と合意を形成し、問題解決を方向付け、共に行動することを促す「参加型」学習を積極的に取り入れるなど、家庭や地域の教育力の向上につながる学習となるようPTA研修・小地域懇談会等の学習方法の工夫・改善に努めます。

また、普遍的な視点からの権利を基礎にすえた取組と、個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえた取組を効果的に組み合わせることで、人権についての理解を深めるとともに、人権を物差しとして家庭や地域における生活の中にある具体的な問題の発見や解決につながる学習となるよう、PTA研修・小地域懇談会等の学習内容の工夫・改善に努めます。

(2) 評価の指標を明確に定めたPDCA（注2）サイクルの確立

人権教育を通じて育てたい資質・能力を効果的に育成するため、人権教育の推進体制や実践内容等を常に見直していきます。

見直しに当たっては、あらかじめ評価の観点、方法、場面等を決めておき、人権教育の推進者による評価だけでなく、学習者の自己評価や、市民（citizen）（※）による外部評価を取り入れるなど、多角的な視点から評価するよう努めます。

また、評価結果に基づき、人権教育の推進体制や実践内容等について、主体的な見直しを行うとともに、それらの取組について積極的に情報発信することを大切にします。

（※）市民（citizen）とは、社会の形成者という意味

<学校教育>

人権尊重の視点に立った学校づくりが効果的に進められるよう、第三者評価、学校関係者評価制度等を活用し、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域が連携しながら、学校の人権教育の評価にかかわる体制を整備することを大切にします。

その際、人権教育を通じて児童生徒に育てたい資質・能力を、各学校の実態に応じて設定し、それらの資質・能力を育てられたかという観点から実践を評価し、その評価結果を学校としての評価に反映させていくよう努めます。また、児童生徒の自己評価アンケートを実施するなど、多角的な視点を確保するよう努めます。

<社会教育>

人権尊重の視点に立った「子育て・親育ち」や「まちづくり」が効果的に進められるよう、評価に際しては、推進者（企画者・運営者）による評価のみとせず、学習者の自己評価アンケートを行うなど、多角的な視点を確保するよう努めます。

また、事後研修会等において、学習のねらいが達成できたかどうかを話し合い、今後の課題を明らかにし、改善を行うよう努めます。その際、成果や課題について児童生徒の保護者や地域住民の意見を聞き、今後の改善に生かすとともに、評価した内容について、広報誌、啓発冊子、他の研修会などにおいて、広く伝えることを大切にします。

(注2) PDCA : plan (立案・計画), do (実施), check (検証・評価), action (改善・見直し) の頭文字を取ったもので、事業評価にあたって計画から見直しまでを一環して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方

2 人権啓発

(1) 県民に対する啓発

【現状と課題】

- 県においては、人権意識の啓発を、県政だより、啓発冊子、ポスターの他、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアを活用した広報、講演会やシンポジウムの開催、NPO等民間団体への人権啓発活動の支援、体験研修の実施など、様々な手法を活用して進めています。
- 県民が人権を身近なものと感じることができるよう、演劇や演奏、映画など気軽に参加しやすい啓発を行っています。
- また、参加者が啓発活動の受け手として受動的な意識に止まることなく、自ら考え、行動する自発的、能動的態度に繋がるよう、ワークショップ等を取り入れた研修を行うなど、啓発手法の創意工夫に努めながら人権啓発を展開しています。
- しかし、鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると、人権問題に関する啓発物を「ほとんど読んだり見たりしたことはない」「まったく読んだり見たりしたりしたことはない」と答えた人は43.1%で、そのうち24.3%の人がその理由として「気がつかなかったから」と回答しています。また、過去5年間に研修会へ参加したことがないと回答した人は46.1%となっています。
- 啓発に関する情報が伝わっていないことが講演会、研修会への参加状況にも影響するものと思われます。啓発の機会を多くの県民に周知し、それらの情報が受け止められることが重要です。
- 一方、過去5年間で同和地区の人々に対する差別的な発言や言動を直接見聞きしたことがあると回答した人は18.6%で、そのうち80.1%の人が、「地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な言動」を見聞きしたと回答しており、身近な場所で差別的な発言等が行われています。
また、見聞きした人の中で「差別に気づき、間違っていることを説明した」と回答した人は19.9%でした。
- 「同和地区の人々に対する差別意識は解消されている」と回答した人は17.8%ですが、そのうち34.7%の人は、子どもの結婚に対し、「こだわりがある、反対」と回答しています。このように、差別に対する認識等が実際の行動につなげていない実態がうかがえます。
- 一人ひとりが自身の課題として人権についての理解を深め、行動に結びつけていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

1 効果的な啓発・情報提供

すべての県民が、人権尊重の理念についての理解を深め、様々な人権問題に対し、自分自身の問題として認識すること、また、人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に現れ、根付くことをめざし、国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等と連携・協働して啓発活動を推進します。あわせて、身近な地域の実情に沿った啓発も推進します。

また、人権尊重意識を高めるため、テレビや新聞などのマスメディア、県政だよりやインターネットなど多様な媒体を活用した啓発活動を行い、情報提供に努めます。

2 効果的な啓発手法

(公社)鳥取県人権文化センター等と協力し、人権感覚を体得し人権意識を高める観点から、県民が主体的・能動的に参加できるよう、「参加型学習」などの啓発手法を積極的に検討・推進します。

(2) 企業への啓発

【現状と課題】

- 企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility、略称CSR）への関心が高まる中、人権への配慮が重要となってきています。
平成25（2013）年6月には、「障害者差別解消法」が制定されるとともに「障害者雇用促進法」が一部改正され、障がいを理由とする「差別的取扱い」の禁止、合理的配慮の不提供の禁止、雇用の分野における「差別的取扱い」の禁止や合理的配慮の提供義務等が定められ、平成28（2016）年4月から施行されました。
- また、平成27（2015）年8月には「女性活躍推進法」が成立し、事業主に対して女性の活躍に向けた行動計画の策定等が義務付けられました（中小企業は努力義務）。
- 本県においては、従業員10人以上の企業等に対し、公正採用選考人権啓発推進員の設置を要請しており、企業等ではその推進員が中心となって、同和問題をはじめとする人権課題に対する啓発や研修の実施などの取組が進められています。（平成28年3月31日現在推進員の設置状況：設置対象事業所数 3,098、設置事業所数 2,610、設置割合 84.2%）
また、企業等で構成する「人権啓発企業連絡会」等は人権問題解決に向けた会員企業等に対する研修や啓発資料の配布などを実施しています。
- しかしながら、依然として企業等において差別事象や「パワーハラスメント」や「セクシュアルハラスメント」などの人権侵害が発生しているといった現状があります。
- 企業は、差別のない一人ひとりの人権が尊重され、働きやすい職場づくりに取り組むことが求められています。
- また、宅地建物取引の場で、障がいがあることなどを理由に入居を断られる入居差別や同和地区かどうかを調べる土地差別等が生じており、県では「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針」を策定し、この解決に向けた取組を推進しています。
- 事業主が先頭に立って幹部や従業員に対する人権教育・啓発を積極的に進める必要があります。

【施策の基本的方向】

1 事業主等への人権啓発

企業には、その社会的責任として、性別・国籍の違いや、育児・介護・障がい等、それぞれの従業員の属性や状況の多様性を尊重し、個性や能力を活かしながらともに働くことができる職場づくりが強く求められています。企業において、このような多様性が尊重され、誰もが安心して働くことができる人権が尊重される職場づくりが進むよう、事業主及び幹部に対する啓発を実施し、人権意識の高揚を図ります。

また、企業において多様な属性や状況に対する差別の解消や社会的障壁の除去が進むよう、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」、「女性活躍推進法」の周知を図るとともに、国、県、市町村、（公社）鳥取県人権文化センター等の各機関が連携を図りながら、企業等に対して積極的な取組を指導します。

宅地建物取引業者の人権意識の高揚を図るため、関係機関、業界団体と連携・協力し、県及び業界団体が実施する研修会、講演会等あらゆる機会を通じて啓発を行います。

2 公正採用選考に関する取組

公正採用選考人権啓発推進員の設置企業の増加に努めるとともに、推進員が職場内で活動しやすい体制の整備を指導していきます。

また、すべての人の就職の機会均等を確保するため、公正な採用選考システムの確立を図るよう企業等に対して指導・啓発を行います。

(3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発

【現状と課題】

○人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人を対象とした啓発を行い、人権意識を高めていくことが重要ですが、特に、人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる公務員や医療・保健関係者等に対する人権教育・啓発の推進が必要です。

【施策の基本的方向】

ア 医療・保健関係職員

医療保健関係職員の業務遂行にあたっては、インフォームド・コンセント（※）の徹底やプライバシーへの配慮、個人情報保護など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、患者の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

（※）「インフォームド・コンセント」とは、患者や家族が病気や治療方法などを医師から十分な説明を受け、正しく理解し納得したうえで、信頼関係に基づき医療が提供されることをいう。

イ 福祉関係職員

福祉関係職員の業務遂行にあたっては、個人のプライバシーへの十分な配慮や人権尊重の意識に基づいた行動が必要であり、権利行使の支援や、虐待の防止及び虐待への適切な対応等、子ども・高齢者・障がいのある人・生活困窮者等の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

ウ 教職員

教職員の言動は、児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼします。従って、教職員は、児童生徒の人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身につけるために研鑽を積むことが求められます。

このため、教職員のキャリアに応じた研修、授業研究会等の機会を整備し、教職員の主体的な取組を引き出せるよう「参加型」学習を積極的に取り入れるなど、内容を充実させ、教職員に必要な資質・能力の育成に努めます。

エ 行政職員

行政職員の業務は多岐の分野にわたり、住民と深い関わりをもっています。

行政に携わるすべての職員が人権について正しく理解し、人権の尊重が行政の根幹であることを自覚して職務を遂行することが必要です。

このため、新規採用職員や新任管理・監督者等を対象とした研修や職務内容に応じた研修の充実を努めます。

また、地域社会の一員として人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うことを目的に、市

町村・民間団体等の行う講演会や研修会等への参加を促します。

さらに、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務を定めた「障害者差別解消法」に基づいて制定した鳥取県職員行動規範を遵守するなど、行政職員として適切な対応に努めます。

オ 警察職員

警察職員の業務は、個人の生命・身体や財産を保護し、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持にあたるなど多岐の分野にわたり、住民に深いかかわりを持っていることから、人権について正しく理解し、人権を尊重して職務を遂行することが必要です。

このため、あらゆる人の人権に配慮した職務を遂行できるよう、研修の充実に努めます。

カ 消防職員

消防職員の業務は、救急業務、救助活動など住民の生命と財産を守る重要な役割を担っており、県民の日常生活に密接に関わることから、消防職員は、人権を尊重した活動が求められます。

このため、消防学校、各所属（消防局、署）において人権に対する正しい理解と認識を深めるための研修の充実に努めます。

Ⅱ 相談・支援の充実

【現状と課題】

- 鳥取県人権意識調査（平成26年5月）では、人権尊重の社会づくりに必要と思う行政施策について「人権が侵害された人や社会的に弱い立場にある人のための相談体制を充実する」が40.2%、また差別や人権侵害を受けたときに国や県、市町村の相談窓口へ相談したいと思う人は、26.4%に上っています。
- 県民が人権に関する問題に直面したとき、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決され、保護や自立支援等が適切に行われることが必要であり、そのため、県民が様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要になります。
- 県では、人権相談について、人権救済条例見直し検討委員会の提言を受けて、平成21年度から「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を鳥取県人権尊重の社会づくり条例によって制度化し、県下3か所の人権相談窓口で次のとおり総合的に対応しています。
制度開始当初は相談件数が年300件に届きませんでした。近年は450から500件を超える相談件数となっています。
 - ・ 関係機関の紹介や当該機関への同行、紹介後の状況把握などきめ細かい支援
 - ・ 法律、臨床心理、教育、福祉など多様な第三者有識者の専門的な知見と関係機関の連携
 - ・ 関係機関による定期的な連絡会議を開催して、各関係機関の対応事例、頻発事例などを共有した解決の促進や迅速適切な対応
 - ・ ケース会議開催など複数の関係機関の連携を促進して効果的、総合的な支援
- 個別の人権課題についても、それぞれ相談・支援窓口を設けて対応することとし、関係機関とのネットワークの構築等、その充実に努めています。ただし、人材の確保が困難なことなどにより窓口設置が進んでいない課題もあります。
- 平成13（2001）年5月、国の人権擁護推進審議会は、新たな人権救済制度の創設について答申し、その後何度か法律制定の動きがありましたが、いまだ実現していません。人権救済制度の確立は大きな課題として残っており、県、市町村等は国に対して継続的に要望しています。
 - ・ 平成14（2002）年「人権擁護法案」提出
 - ・ 平成17（2005）年「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」提出
 - ・ 平成24（2012）年11月「人権委員会設置法案」提出※いずれの法案もそれぞれ衆議院解散により廃案

【施策の基本的方向】

1 相談機能の充実

（1）活用しやすい環境づくりの推進

①相談窓口の一層の周知

周知する際の媒体や対象、また、関連する相談窓口の一括広報など情報発信の方法を工夫して、一層の周知を図ります。

②相談場所、相談時間などへの配慮

必要な時に、気軽に安心して相談できるよう、相談者の気持ちに寄り添う接遇、プライバシーを保護する相談場所、必要に応じて休日夜間の相談時間などに十分に配慮します。

（2）関係機関の連携の推進

相談者は、複数の問題を抱えることも少なくなく、個々の相談窓口が他の機関の業務内容等

を正確に把握し、必要に応じて協力して対応するなど、関係機関の連携が求められています。

例えば市町村には児童福祉法に基づき、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童等に関して適切な保護を図るために、情報交換や支援内容の協議を行う「要保護児童対策地域協議会」が置かれており、児童福祉、保健医療、教育、警察司法、人権擁護などの関係機関が情報の共有化を通じて役割分担しながら支援を行うこととしています。その他の人権問題についても、守秘義務に留意しながら必要に応じて国、市町村の機関やNPO等の民間機関との緊密な連携、協働を一層推進するよう努めます。

(3) 相談員の資質向上、相談者本位の対応

相談、支援に当たっては、二次被害や不必要な負担を招かない、相談者の心情に配慮し、豊富な知識に基づいた対応が求められます。

① 相談員等に対する研修の実施

関係職員や相談員等に対する研修を行い資質の向上を図り、相談者の立場に立って相談、支援の実効性を高めるよう努めます。

② 専門的知見の活用

高い専門性が求められる相談には、法律、臨床心理などの有識者の専門的知見を活用し、複雑に絡み合った問題を公平な立場から整理し、相談者の納得を得られるような対応に努めます。

(4) 人権に関する総合的な相談窓口による対応

県民が直面する問題は、同和問題、男女共同参画、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、病気にかかわる人など様々な内容に及び、また、複数の問題が関連する場合も少なくなく、相談内容を限定することなく受け付けて、適切な社会資源の活用をサポートする総合的な相談窓口を設けて相談者を支援することに努めます。

2 救済制度の確立の国への要望

人権尊重の社会づくりを進めるためには、人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速、円滑に行うことが必要ですが、条例の効力がおよぶ範囲の限界や、独立した救済機関の設置権限がないなど自治体の権能には限界があるので、地域の実態を十分に把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度の早急な確立について、引き続き国に要望します。